

令和 2 年 9 月吉日

協定業者各位

アーク株式会社

健康保険証を本人確認書類として提出する際の運用変更のお知らせ

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

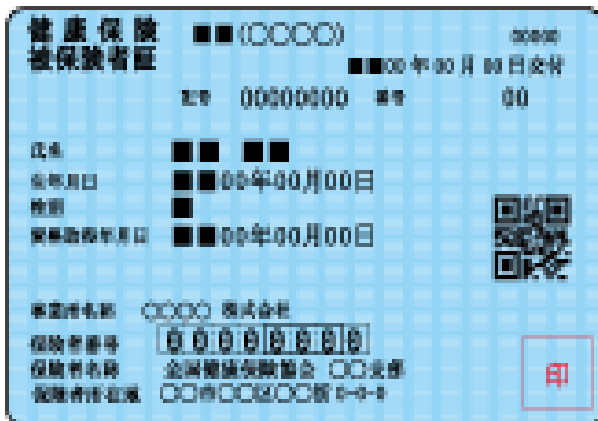
日頃は弊社の賃貸保証サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

標題の件につきまして、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和 2 年 10 月 1 日より施行されることに伴い、本人確認書類として各種健康保険証を提出していただく際には、プライバシー保護の観点から、被保険者等記号、番号等をマスキングして提出していただく必要があります、以下のとおり運用を変更させていただくこととなりますので、ご理解とご対応の程よろしくお願い申し上げます。

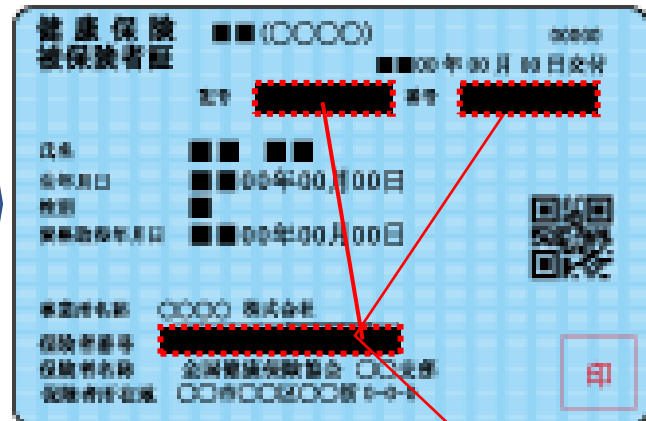
健康保険証を本人確認書類として提出する際の対応

<変更点> 10/1 より記号、番号、保険者番号部分をマスキング(下記参照)してご提出ください。

<従来(9/30 まで)>



<今後(10/1~)>



「記号・番号」及び「保険者番号」部分をマスキングしてご提出ください。